

さ情審査答申第240号  
令和5年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

## 答 申 書

令和4年12月2日付けで貴職から受けた、「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」・「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」以上の依頼書に関わる残っている公文書のすべて（市長公室秘書課が所管）（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年10月11日付け市秘第537号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報の全部を開示するよう求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

(1) 実施機関が一部開示とした当該文書の内容は、条例第7条2号に該当し特定の個人が認識できる個人に関する情報のため開示しないとあるが、黒塗りの部分のうち「市議会議員」「県議会議員」と書かれた者は選挙で選ばれた公職者であり、条例にある「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に適用される対象ではないと考えます。よって、不開示とした「県議会議員」「市議会議員」の名前は少なくとも公開されることを求めます。

(2) 弁明書記載事実の認否

弁明書2頁の「当該団体のイベントと本市との関わりが一切なく、」の部分は認める。しかし、「さいたま市議会議員及び埼玉県議会議員としての地位に基づいて所掌する事務の遂行にあたるものと判断することはできない」は認められない。市が関わらないイベントにおいての首長クラスへの表敬訪問は、普通の市民が望んでも簡単にできるものではなく、市議や県議の紹介・仲介がなければ実現しないことが一般的には多いと考えられる。今回のイベントはまさにその代表例であり、複数の県議・市議が実行委員会に名を連ねているからこそ、表敬訪問が実現したと考えるべきで、広義の意味で市民からの付託に応じて活動する市議・県議らがその地位に基づき事務を遂行したからこそ、2019年以来ずっと表敬訪問が続いてきたと考えるのが自然である。

よって、不開示部分のうち市議・県議の名前は広義の「職務の遂行に係わる情報」であり、開示されるべき対象である。

### (3) 審査請求人の反論

処分庁は、当該情報が職務の遂行に係る情報とはいえ、不開示情報から除かれるものではないと主張する。しかしながら、1で述べたように広義の職務の遂行に係わる情報であるからこそ、公開されるべき情報である。それは他県の事例を見ても明らかである。添付書類3つは今年9月のニュース番組の一部映像の静止画である。内容は岡山県内で2021年に今回とまったく同じような形で「ピースロード」のイベントが開かれ、その実行委員会に現職の国会議員や県議、市議らが名を連ねていたという内容だった。放送局は自治体への情報公開請求でこの資料を入手したと報じており、画像では国会議員、県議、市議は実名で公開されたことが分かる。

民間人らしき人物は黒塗りだが、一公務員の国立大学教授まで公開されている。これは、自治体側が公務員や公職者・公人の活動を開示することは公の利益になると判断して公開したと考えられ、全国的に施行されている情報公開条例の趣旨を考えても妥当な判断だといえる。だが、さいたま市では同じ趣旨での情報公開請求に対し、条例第7条2号の個人情報保護を理由に不開示とした。(2)でも述べた根拠と合わせ、非常に恣意的な判断だと言わざるをえない。

また、今年9月13日の9月定例市議会一般質問で、この黒塗り部分の問題を最初に指摘した市議が、「例えば私が表敬訪問を市長に申し込み、その資料に私の名前があった場合、第三者がその資料を請求した場合も、私の名前を黒塗りにするのか」と尋ねたところ、市長公室長が「その都度、判断させていただきたいと思います」と答弁している。市側が情報公開請求に対する開示・不開示の判断を恣意的かつ曖昧に運用していることを

認めているようなもので、今回の請求に対して不開示とした理由も同様に恣意的で曖昧だと指摘せざるをえない。

- (4) よって(2)、(3)の理由から、市議会議員・県議会議員の氏名を開示することを改めて求めます。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分内容及び理由

令和4年9月16日付けで、審査請求人より、「「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」、「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」以上の依頼書に関わる残っている公文書すべて（市長公室秘書課が所管）」について、行政情報開示請求書が提出された。

秘書課では、開示請求に係る行政情報の名称又は内容に記載されているとおり、「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」、「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」という文書を特定した。また、特定した文書の一部に記載されていた実行委員会の氏名、肩書の一部、連絡先の氏名、肩書、電話番号、メールアドレスについては、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断し、条例第7条第2号に該当することを理由として一部開示決定を行った。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「実施機関が開示しなかった部分のうち「市議会議員」「県議会議員」と書かれた者は選挙で選ばれた公職者であり、条例にある「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に適用される対象ではないと考えます。よって、不開示とした「県議会議員」「市議会議員」の名前は少なくとも公開されることを求めます。」と主張している。

条例第7条は、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に同条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならないと規定している。

同条第2号は、個人に関する情報の不開示情報の要件について、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（同号ア～ウに掲げる情報を除く）と規定している。

同号ウは、個人に関する情報の不開示情報から除かれる要件について、当該個人が公務員（国家公務員法及び地方公務員法に規定するすべての公務

員をいい、地方議会の議員など特別職も含む)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるものと規定している。

秘書課では、上記1で述べたとおり、「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」、「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」という文書を行政情報として特定した。

条例第7条第2号ウにある「職務の遂行に係る情報」とは、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報である。

本文書にある「Peace Road 2022 in Japan 埼玉」及び「Peace Road 2021 in Japan 埼玉」の実行委員を務め、表敬訪問をお願いすることについては、当該団体のイベントと本市との関わりが一切なく、さいたま市議会議員及び埼玉県議会議員としての地位に基づいて所掌する事務の遂行にあたるものと判断することはできない。すなわち、当該情報は「職務の遂行に係る情報」とはいえず、個人に関する不開示情報から除かれるものではない。

以上より、当該特定文書中の実行委員会の氏名、肩書の一部、連絡先の氏名、肩書、電話番号、メールアドレスについては、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであり、かつ公務員の者の情報については、その職務の遂行に係る情報とはいえないため、該当部分を不開示とした本件処分は妥当である。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和4年9月16日に開示請求を行った「・「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」・「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」以上の依頼書に関わる残っている公文書のすべて（市長公室秘書課が所管）」である。

実施機関は、本件対象行政情報として「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」・「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」を特定し、条例第7条第2号に該当する部分を不開示とする一部不開示決定を行った。

審査請求人は本件処分を取り消し、本件対象行政情報の全部を開示するよう求めるとして審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

(1) 本件審査請求は条例第7条第2号本文又は同号ウの規定に基づいて不開示となった情報の開示を求めるものである。

- (2) 条例第7条本文は開示請求に係る行政情報に同条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならないことを、同条第2号本文は特定の個人を識別することができることとなる情報（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下「個人識別情報」という。）を開示しなければならない情報から除くことを、同号ウは当該個人が公務員（国家公務員（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるものは開示しなければならないことを規定している。

以下、本件審査請求に係る条例第7条第2号本文、又は同号ウの規定により実施機関が不開示とした情報についてそれぞれに不開示決定の当否について考察する。

- (3) 条例第7条第2号本文の規定に基づく不開示決定の当否について

実施機関による行政情報一部開示決定は、「・「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」・「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」の依頼書に係る、いずれも埼玉実行委員会の常任顧問、実行委員長、共同実行委員長、副実行委員長、実行委員及び連絡先の氏名、肩書の一部、電話番号及びメールアドレスを不開示とする内容である。氏名、電話番号及びメールアドレスは個人識別情報であることは疑義のないところであり、また不開示になっている常任顧問及び共同実行委員長である当人の肩書が開示となれば当該肩書から特定の個人が特定されることになる。したがって、これら情報を不開示としたことは妥当である。

- (4) 条例第7条第2号ウの規定に基づく不開示決定の当否について

審査請求人は埼玉実行委員会を構成する埼玉県議会議員及びさいたま市議会議員の肩書が記載されている特定の個人の氏名の開示を求めている。同号ウの規定では公務員の職務の遂行に係る情報であることが同ウに規定する情報が開示される要件である。しかし、本件において開示請求される情報は議員の公務としての職務の遂行に係る情報でなく、それぞれの議員が個人として依頼書に議員としての肩書を記載して提出されたと考えるべきで、議員の公務員としての職務の遂行に係る情報とは異なるものであり、これら情報を不開示としたことは妥当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前

記第1の結論のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年12月 2日	諮問の受理（諮問第581号）
②	令和 5年 2月16日	審議
③	令和 5年 3月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 4月20日	審査請求人からの意見陳述及び審議
⑤	令和 5年 5月18日	審議

#### さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)